

○募金等の取扱いについて（通知）

昭和39年12月18日

海幕人第7119号

海上幕僚監部総務部長から各部隊の長・各機関の長あて

募金等の取扱いについて（通知）

退職隊員に対する記念品の贈与あるいは死亡隊員の遺族に対する救済若しくは育英資金の贈与等を目的とした金品の募集行為については、従来から特に自粛と慎重を期するよう指導されているところであるが、今後さらに下記の方針を徹底させ指導の強化をはかられたい。

記

- 1 部外、特に関係業者等に対する募金等を隊員がみずから行ない、若しくは関係業者等にしようようしないこと。
- 2 関係業者等の自由意思に基づく募金等であつても発起人に名を連ね、あるいはこれを推進する等の行為を厳に慎しむこと。
- 3 部内の場合は、あらかじめ部隊又は機関の長の許可を受けさせること。ただし、同期生等親交のあるものの間で行なう自発的なきよ金又は勤務場所ごとに取りきめられた互助的なものは差しつかえない。